仕　様　書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
（担当：木谷、今井　075-611-5371）

件名	水路土留柵修繕（久我西出町）
内容	1　業務の目的 本件は、市道久我 26 号線及び久我水 0251 号の水路土留柵が破損し、水路内へ土砂が流出しているため、土留柵を修繕するものである。 2　履行期限 令和９年２月２２日限り 3　履行場所 京都市伏見区久我西出町 地内（別紙１参照） 4　業務内容（別紙２参照） ○土留柵の設置 L＝99m ※既存の土留柵を撤去後、同じ位置に同様の寸法の土留柵を設置すること ※土留柵設置後、民地側（畑等）と隙間等が生じた際は、周辺環境に影響を及ぼさない土等で埋戻しを行うこと ※別紙２に示す施工範囲はあくまで参考であり、現場に合わせて多少の変更あり ※設置する柵は原則、現状と同等品とし、土圧に耐えられる材料を使用し、防腐処理等を施すこと ※作業に際して、撤去した土留柵、水路内に流出した土及び監督職員が指示した不要物等は回収し、適切に処分すること ・作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ・見積書は、別紙１の①②を個別に振り分けて内訳等を記載すること。 ・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と現地立会を行い、施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。特に、施工時期については、施工日の１週間前には地域に周知を予定しているため、監督職員と打ち合わせを行うこと。 ・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。 ・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 5　支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 6　留意事項 ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。

	・作業中に撤去した土留柵や土等については、受注者において適切に処分すること。 ・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。 ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。 ・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。 ・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。 ・作業中、近隣住民等からの要望や苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。事故が生じた際は受注者の責任で解決すること。 ・作業は平日の午前９時から午後５時の間に作業を行うこと。 ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故が生じた際は受注者の責任で解決すること。

箇所図

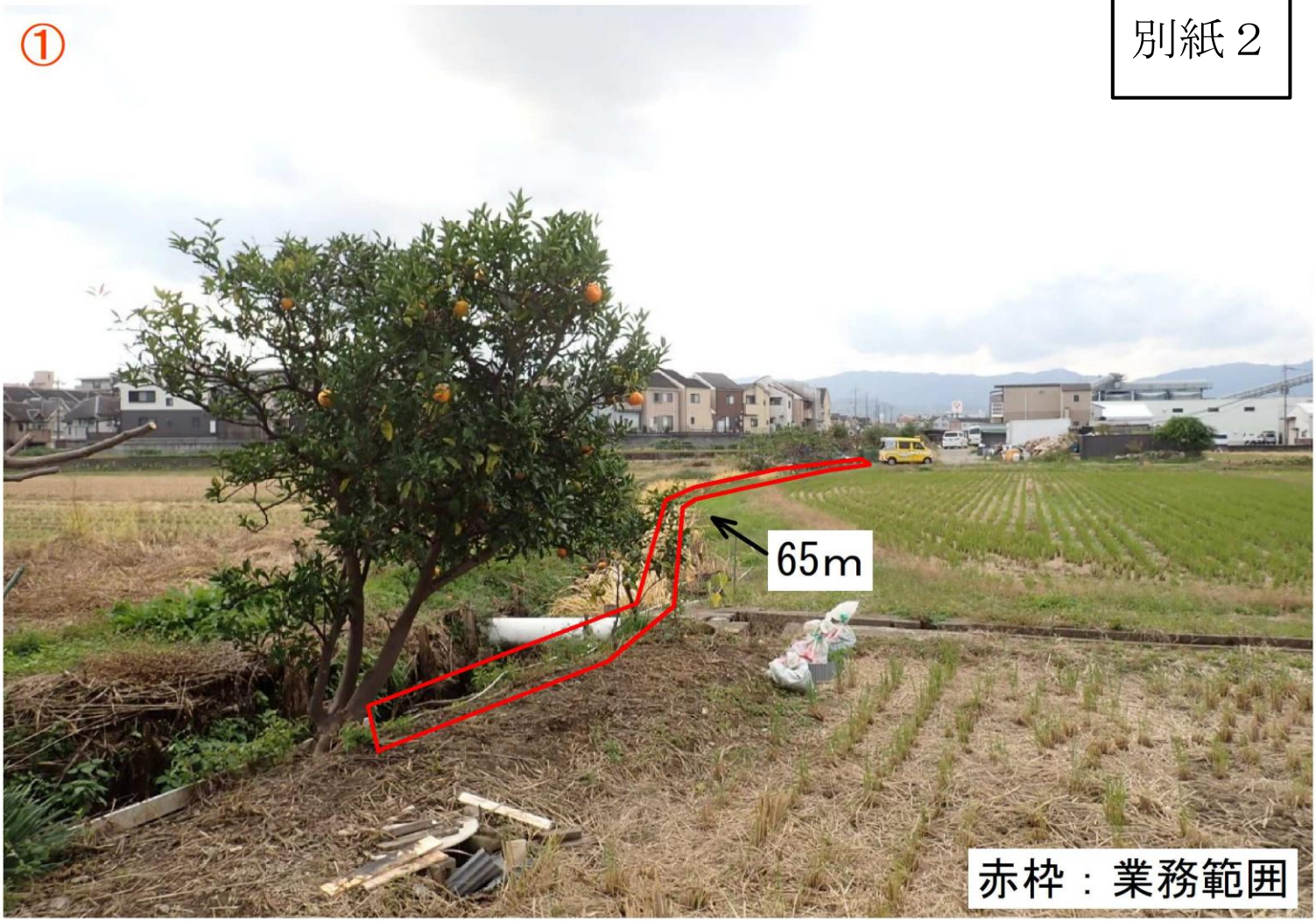
別紙１

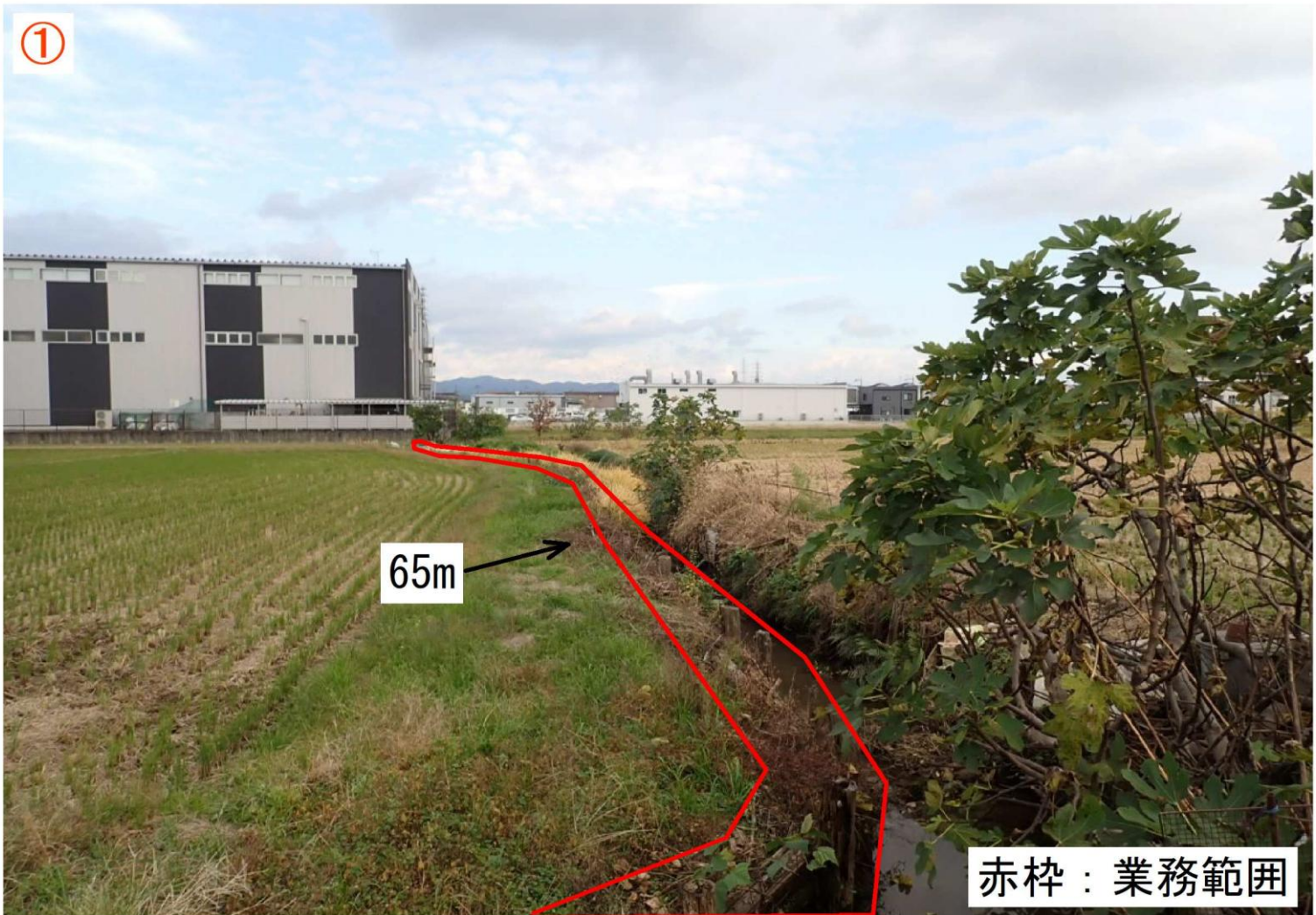
135.720984,34.940363　　135.723603,34.940363

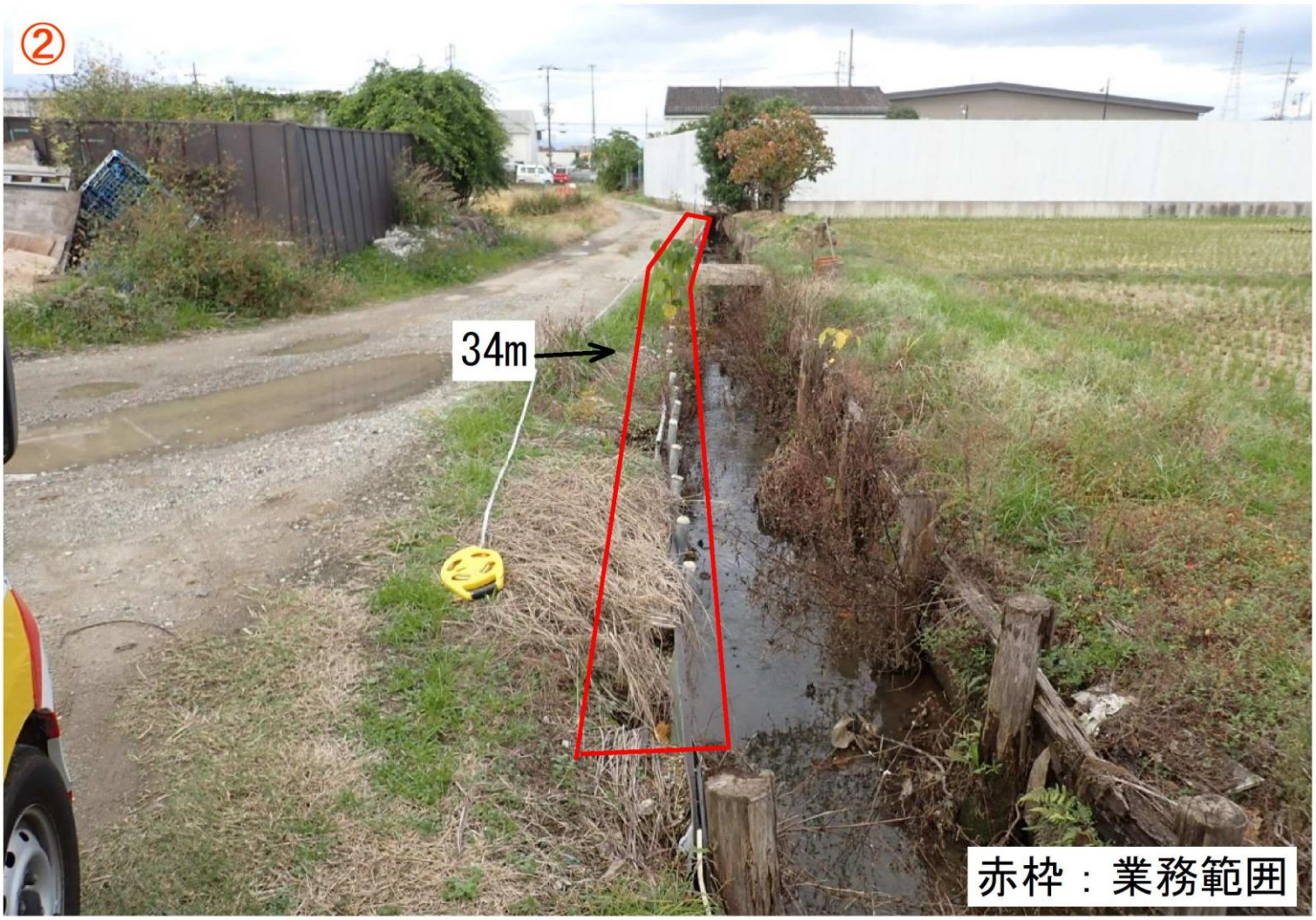


赤線：業務箇所

別紙２






②
34m
赤枠：業務範囲


②
34m
赤枠：業務範囲